

鳥栖市監査告示第 25 号

令和 5 年 11 月 30 日

監 査 結 果 報 告 書

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

小 石 弘 和

鳥 監 第 1650 号

令 和 5 年 11 月 30 日

鳥 栖 市 長 向 門 慶 人 様

鳥 栖 市 監 査 委 員

川 崎 真 澄

小 石 弘 和

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、特定非営利活動法人とす市民活動ネットワークの財政
援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告

監査対象団体	特定非営利活動法人 とす市民活動ネットワーク
所 管 課	市民環境部 市民協働推進課
団体の概要	市民活動の促進を支援する事業を行い、行政や企業その他の団体との連携を図るとともに自らの活動を通じて魅力と活力に満ちた地域の創造に寄与することを目的としており、目的達成のための事業の一つとして「とす市民活動センター管理運営事業」を行っている。
監査対象事務	令和4年度における市補助金（市民活動センター補助金）収入に係る出納その他の事務
監査実施日	令和5年11月6日（往査により実施）
監査の方法	提出された資料及び関係帳簿類を照合し、必要に応じて関係者の説明を聴取する等の方法により、補助金が交付目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る収支等の会計が適正に処理されているかを主眼点とし、鳥栖市監査基準に準拠し監査を実施した。
監査の結果	監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。 なお、留意すべき事項については、その内容を所管課に説明し、注意喚起を行うよう要請した。